

平成29年3月23日

東京都知事

小池 百合子 様

特別区長会

会長 西川 太一郎

住宅宿泊事業法案に関する要請について

現在、国においては、観光立国の推進や地方創生の観点から、民泊の新たな制度として、住宅宿泊事業法案が今国会に提出されています。

特別区においても、地域の活性化や経済効果が期待される一方で、各区で地域の状況が大きく異なることから、民泊に画一的なルールを適用することは、地域社会に混乱が生じるのではないかと懸念されます。

このことから、特別区長会では本年1月と2月、国に対して、各区が地域社会の必要性や特色に応じた条例制定等を行えるよう、「特別区長に、都道府県知事と同様、住宅宿泊事業者に関する権限を与えること」などの要請を行いました。

こうした中、3月10日に閣議決定された本法案では、特別区長が知事に代わって住宅宿泊事業等関係行政事務を処理できると明記され、この場合はあらかじめ知事と協議しなければならないとされています。

つきましては、住宅宿泊事業に関し、東京都と特別区が事前の調整を速やかに行い、法律に基づいて円滑に協議が進められるよう、緊密な都区の連携体制を早急に整備していただくことを要請します。